

# 民生環境協議会協議事項

日時	令和7年12月16日(火)
議員全員協議会終了後	
場所	第三委員会室

## ○ 所管事項の報告について

- 1 八戸市こども計画（案）について
- 2 新型インフルエンザ等対策八戸市行動計画（改定原案）について

## 八戸市こども計画（案）について

### 1. 計画の趣旨

- 令和5年4月に「こども基本法」が施行され、市町村は国のことども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画の策定に努めることとされた。
- このような中、県が「青森県こども計画」（期間：令和7年度～11年度）を策定したことを踏まえ、当市においても計画を策定することが必要となっている。
- 当市では、こども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に展開するため、平成17年に「八戸市次世代育成支援行動計画」を策定し、その後も5年ごとに必要な見直しを行い、昨年度には、「第3期八戸市次世代育成支援行動計画（前期計画）」を策定したところであるが、当該計画から継承する形で、「八戸市こども計画」を策定することとしたもの。

### 2. 計画の内容

- (1) 名 称 八戸市こども計画  
 (2) 計画期間 令和8年度～令和11年度（4年間）  
 (3) 計画の対象者 こども、子育て当事者、若者（概ね40歳未満：今回から拡大）  
 (4) 基本理念・基本目標等

基本理念	基本目標
こどもたちが地域の中で 大切に育まれ 豊かで幸せな自分の未来 を拓いていくまち	<ol style="list-style-type: none"> <li>こどもの誕生前から乳幼児期までの切れ目ない支援</li> <li>こどもの心身の健やかな成長に資する教育・生活環境づくり</li> <li>若者の希望をかなえ、安心して暮らせる環境づくり</li> <li>支援が必要なすべてのことども・若者・家庭等へのきめ細かな取組の推進</li> <li>こども施策の共通の基盤となる取組の推進</li> </ol>

#### ◆具体的な施策・取組として

「子育て家庭への経済的支援」、「不安や悩みを抱えることども・子育て家庭に寄り添う支援」、「ことどもの豊かな学びと体験につながる環境整備」、「子育て支援情報を届けるための情報発信の強化」の更なる充実を図るほか、新たに「若者の仕事や結婚等への支援」、「多様化することども・若者を支える体制づくり」など、幅広い分野にわたって取組を促進する。

### 3. スケジュール

令和7年6月27日～8月31日	ことども・若者オンライン意見箱設置 (対象：概ね40歳未満)
令和7年7月9日～25日	ことども・若者アンケート調査実施 (対象：10～17歳 2,500人、18～39歳 2,500人)
令和7年7月～12月	八戸市子ども・子育て会議で審議（計3回）
令和8年1月6日～2月5日	パブリックコメント実施、意見等を踏まえて最終案作成
令和8年2月20日	八戸市子ども・子育て会議にて最終案審議
令和8年3月中	八戸市こども計画策定

## 新型インフルエンザ等対策八戸市行動計画（改定原案）について

### 1. 計画改定の趣旨

- ・新型インフルエンザ等の発生時に国民の生命及び健康を保護するとともに、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小とするため、政府、都道府県及び市町村はそれぞれ、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき行動計画を策定することとされている
- ・行動計画は、発生した感染症の特性を踏まえ様々な状況で対応できるよう対策の選択肢等を示すもので、市行動計画は平成27年2月に策定。その後、平成29年1月の中核市移行に伴い、前年（28年）12月の改定で保健所の役割を追加している
- ・今般、新型コロナ対応の経験やその間に行われた関係法令等の整備を踏まえ、先行して改定された政府及び県の行動計画に準じ、市行動計画を全面改定するもの

### 2. 今回改定に係る主な変更内容

項目	現行計画	今回改定（改定原案）
(1)対象疾患	新型インフルエンザがメイン	呼吸器感染症に幅広く対応
(2)段階	【発生段階】未発生期 → 海外発生期 → 国内発生期 → 国内感染期 → 小康期	【対策段階】準備期 → 初動期 → 対応期
(3)対策項目	<p>7項目</p> <p>① 実施体制 ② サーベイランス・情報収集 ③ 情報提供・共有 ④ まん延防止に関する措置 ⑤ 予防接種 ⑥ 医療 ⑦ 市民生活及び地域経済の安定に関する措置</p>	<p>12項目に拡充</p> <p>① 実施体制 ② 情報収集・分析 ③ サーベイランス ④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション ⑤ まん延防止 ⑥ ワクチン ⑦ 医療 ⑧ 治療薬・治療法 ⑨ 検査 ⑩ 保健 ⑪ 物資 ⑫ 市民生活及び地域経済の安定の確保</p>
(4)計画の構成	発生段階を基本軸とし、各対策項目の取組を記載	対策項目を基本軸とし、各対策段階の取組を記載
(5)平時の備え	未発生期の取組として記載	準備期の取組として記載を充実
(6)長期化等への対応	（比較的短期の終息を前提）	リスク評価等に応じ対策を機動的に切替

### 3. 検討の経過

令和6年 7月	政府行動計画の改定
7年 4月	県行動計画の改定
8月 25日	新型インフルエンザ等対策行動計画検討部会（第1回） ※特措法に基づき、感染症等の有識者から意見聴取 ※地域保健医療対策協議会（附属機関）に部会を設置
9,10月	検討部会委員からの意見募集 県との協議
11月 21日	検討部会（第2回） 改定原案のとりまとめ

### 4. 今後の予定

令和7年 12月 16日	パブリックコメントの実施（～令和8年1月14日） ※縦覧場所 保健予防課、市庁本・別館案内、南郷事務所、各市民サービスセンター、各地区公民館、市HP
～8年 3月	改定案（最終）のとりまとめ 庁議付議、計画改定 地域保健医療対策協議会へ報告
8年 4月	市議会（民生環境協議会）及び県知事へ報告

以上